

# 大和川流域水害対策計画(案) に対する意見と対応

【パブリックコメント・住民意見交換会・学識経験を有する者への意見聴取】

令和4年5月〇日

国土交通省近畿地方整備局

奈良県

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、  
桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、  
宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、  
川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、  
上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
1	総説	-	大和川中上流域で水害が発生しやすい原因として、亀の瀬下流で大和川の流下能力が高くない(高められない)ことにより、中上流域での河川改修で流下能力を高めることが難しいことなど、上下流問題が存在することを記述すべき。 「河道掘削等の河川整備等をより加速する」とあるが、上記のような制約がある中で河道掘削により中上流域で流下能力を高めるのには限界がある。そのため、流域治水により流域全体で多層的な水災害対策に取り組む必要がある、という書きぶりのほうが実情に即しているため、書きぶりを検討してほしい。	当面、亀の瀬狭窄部の開削は行えない状況であることを踏まえ、下流部への負荷を増大させずに河川改修を進める旨を追記しました。	総説  このため、遊水地や河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、大和川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践していくことが重要である。	総説  このため、 <b>大和川中上流域の治水安全度の向上においては、当面、狭窄部の開削は行えない状況であることを踏まえ、下流部への負荷を増大させずに上下流バランスを図りながら</b> 、遊水地や河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、大和川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践していくことが重要である。
2	目次	-	流域治水では林野の関係者も協働で洪水流出の軽減に取り組む必要がある。森林の適切な管理と保全は必須であろう。これによって雨水の早期流出や斜面崩壊などによる流木や土砂の流出の防止・軽減を図る必要がある。このようなことを明示した章が見当たらない。新たな章を設けて林野分野の流域治水の取り組みを記述してほしい。記述してある場合は章なり節をたてて記述願いたい。40頁に「保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し」とあるが、流域治水の根本に帰り、各部署で責任を持って取り組んでもらうような書きぶりが必要なのではないか。さもなければ流域治水と言いつつこれまでも全く変わらないのではないか。検討してほしい。	令和3年12月24日に大和川水系大和川等が特定都市河川の指定を受け、河川管理者や流域の市町村に加えて、林野庁等、大和川流域のあらゆる関係者が参画した『大和川流域水害対策協議会』を令和4年1月12日に設立しました。林野分野とも連携を図りながら流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じて参ります。 また、林野分野の流域治水の取り組みについては、「なら水循環ビジョン」に森林の保水機能の維持・回復や都市・農村における保水力向上と具体的な取り組みが掲げられており、これらの取り組みとも連携を図って参ります。	第7章 第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全  雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、奈良県が策定している「なら水循環ビジョン」とも連携しながら、流域全体の保水力の向上を図る。	第7章 第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全  雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、奈良県が策定している「なら水循環ビジョン」とも連携しながら、 <b>森林の保水機能の維持・回復を図るなど</b> 、流域全体の保水力の向上を <b>促進する</b> 。
3	第1章 第1節 第1項	1	「中上流域では、降った雨が山に貯まることなく、奈良盆地の低平地を流れ」とあるが、本当か。日本語の文章そのものの意味がおかしいが、内容が事実かどうかともよくわからない。山に貯まらないならばその物理的な根拠を示し、どの程度貯まりにくいのか定量的に示してほしい。参考文献を上げるだけでもよい。	「降った雨が山に貯まることなく」について、定量的な根拠がないため、削除しました。	第1章 第1節 第1項 大和川特定都市河川流域の概要  特に、中上流域では、降った雨が山に貯まることなく、奈良盆地の低平地を流れ、亀の瀬狭窄部に向けて156本の川が放射状に1本に集まるなど、水害が発生しやすい特性を有している。	第1章 第1節 第1項 大和川特定都市河川流域の概要  特に、 <b>山地から亀の瀬狭窄部までの中上流域では奈良盆地の低平地を流れ</b> 、亀の瀬狭窄部に向けて156本の川が放射状に1本に集まるなど、水害が発生しやすい特性を有している。
4	第1章 第1節 第1項	4	図1-4に(図1-1のように)河川と河川名を記入すること。	河川と河川名を追記しました。	第1章 第1節 第1項 大和川特定都市河川流域の概要  図1-4 大和川流域(奈良県域)の土地利用変遷図	第1章 第1節 第1項 大和川特定都市河川流域の概要  図1-4 大和川流域(奈良県域)の土地利用変遷図 <b>河川と河川名を追記</b>
5	第1章 第1節 第1項	5	「降特性」→「降水特性」	適切な表現に修正しました。	第1章 第1節 第1項 (3)降特性	第1章 第1節 第1項 (3)降水特性

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
6	第1章 第1節 第1項	5	(3) 降特性 → (3) 降水特性	適切な表現に修正しました。	第1章 第1節 第1項 (3)降特性	第1章 第1節 第1項 (3)降水特性
7	第1章 第1節 第1項	5	奈良観測所において時間降水量が…年2回以上超過した年があるなら →奈良観測所において年最大時間降水量が…無ければ原文でもいいかと思う。	奈良観測所において時間降水量が50mmを超過した回数について、年2回以上超過した年はありません。	第1章 第1節 第1項 (3)降特性  奈良観測所において時間降水量が50mmを超過した回数は、昭和36年～平成2年(1961～1990)の30年間で1回、平成3年～令和2年(1991～2020)の30年間で6回と増加している。	第1章 第1節 第1項 (3)降水特性  奈良観測所において時間降水量が50mmを超過した回数は、昭和36年～平成2年(1961～1990)の30年間で1回、平成3年～令和2年(1991～2020)の30年間で6回と増加している。
8	第1章 第1節 第2項	7	「昭和41年(1966年)には河川法の改正に伴い…」→「昭和41年(1966年)には昭和39年(1964年)の河川法の改正に伴い…」	表現を統一化し修正しました。	第1章 第1節 第2項 大和川特定都市河川の概要  昭和41年(1966年)には河川法の改正に伴い一級水系に指定されるとともに、工事実施基本計画が策定された。	第1章 第1節 第1項 大和川特定都市河川の概要  昭和41年には <b>昭和39年の河川法の改正</b> に伴い一級水系に指定されるとともに、工事実施基本計画が策定された。
9	第1章 第1節 第2項	7	「大和川ではこの計画に基づき築堤や河道掘削等の整備を行い、…」→大和川下流部で建設されている高規格堤防は超過洪水対策といえる。このことについて「大和川本川」で何も述べていないのはよろしくない。言及すべきであろう。単に「築堤」だけでは説明不足である。	高規格堤防の整備について追記しました。	第1章 第1節 第2項 大和川特定都市河川の概要  大和川ではこの計画に基づき築堤や河道掘削等の整備を行い、また、洪水調節施設として、中流部に遊水地の整備を進めている。	第1章 第1節 第2項 大和川特定都市河川の概要  大和川ではこの計画に基づき築堤や河道掘削、 <b>下流部では超過洪水対策として高規格堤防等の整備</b> を行い、また、洪水調節施設として、中流部に遊水地の整備を進めている。
10	第1章 第1節 第2項	8 9	特定都市河川の概要説明であるので各圏域で特定都市河川の指定を受けた河川全てを表にまとめて示すこと。例えば、平城圏域：佐保川(国、県)、能登川(県)、…などとして。表2-2(26ページ)では遅すぎるのではないか。	特定都市河川に指定された18河川について、図1-9の圏域区分図に凡例を付けました。	第1章 第1節 第2項 大和川特定都市河川の概要  図1-9 圏域区分図	第1章 第1節 第2項 大和川特定都市河川の概要  図1-9 圏域区分図 <b>凡例で特定都市河川を明示</b>
11	第1章 第1節 第3項	10	水質汚濁の防止の観点から、公共下水道の整備は不可欠の事業であり、地域住民にとっても、極めて重要な事業である。そういう意味では、25の市町村の公共下水道(汚水・生活排水)整備の進捗状況を一覧表にして掲示することで理解しやすくなり課題も明確になるのではないか。	本計画は特定都市河川流域における浸水被害の防止を図る対策となりますので、公共下水道(汚水・生活排水)整備は対象としておりません。	-	-

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
12	第1章 第2節	13	「昭和6年から7年には・・・」の災害事例は第2節の冒頭で記すべき。	冒頭に亀の瀬地すべりの被災について記載致しました。	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  大和川流域では過去に大規模な浸水被害が発生しており、特に昭和57年8月の梅雨前線、台風10号及び台風9号崩れの低気圧に伴う降雨による洪水では、全半壊、床上、床下浸水による被害家屋が約10,000戸を超え戦後最大の洪水被害となった。また、近年においても平成7年、平成11年、平成19年、平成29年の洪水等で、100戸を超える浸水被害が生じており、特に亀の瀬狭窄部上流域や奈良盆地の地盤が低い地域で繰り返し浸水被害が発生している。	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  大和川流域では過去に大規模な浸水被害が発生しており、 <b>昭和6年から7年には亀の瀬狭窄部における大規模な地すべりに伴い、大和川の河道が閉塞し、上流部では氾濫被害が発生している</b> 。昭和57年8月の梅雨前線、台風10号及び台風9号崩れの低気圧に伴う降雨による洪水では、全半壊、床上、床下浸水による被害家屋が約10,000戸を超え戦後最大の洪水被害となった。また、近年においても平成7年、平成11年、平成19年、平成29年の洪水等で、100戸を超える浸水被害が生じており、特に亀の瀬狭窄部上流域や奈良盆地の地盤が低い地域で繰り返し浸水被害が発生している。
13	第1章 第2節	13	(地すべりは、・・・「」)が抜けている。	適切な表現に修正しました。	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  表1-5 大和川流域(奈良県)の主要洪水一覧表  昭和6年9月 被害状況(戸) 亀の瀬地すべりにより、河床が9m以上隆起したことで河道が閉塞され、上流部で浸水被害が発生。(地すべりは、昭和6年9月ごろから発生、昭和7月11月にほぼ収束)	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  表1-5 大和川流域(奈良県)の主要洪水一覧表  昭和6年9月 被害状況(戸) 亀の瀬地すべりにより、河床が9m以上隆起したことで河道が閉塞され、上流部で浸水被害が発生。(地すべりは、昭和6年9月ごろから発生、昭和7月11日にほぼ収束)
14	第1章 第2節	13	戦後最大洪水 →戦後最大洪水流量 もしくは →戦後最大洪水被害 雨量はH29が最大で、総説でも「昭和57年8月を上回る洪水が・・・」としているため。	平成29年10月洪水の方が昭和57年8月洪水より流量規模が大きかったため、戦後最大洪水という表記を削除しました。	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  表1-5 大和川流域(奈良県)の主要洪水一覧表  昭和57年8月 発生原因 台風10号・前線台風9号崩れ低気圧 戦後最大洪水	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  表1-5 大和川流域(奈良県)の主要洪水一覧表  昭和57年8月 発生原因 <b>台風10号・前線台風9号崩れ低気圧</b>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
15	第1章 第2節	14	内水氾濫による、写真添付は水害の状況を把握する上で分かりやすい。ただ、写真の中に町の境界線を重ねるような工夫があれば、より分かりやすい。	写真に町名を付記するなど、わかりやすくしています。	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  写真1-2 昭和57年8月洪水浸水状況(左:田原本町付近、右:王寺町付近) 写真1-3 平成7年7月洪水浸水状況(左:安堵町・河合町付近、右:斑鳩町付近) 写真1-4 平成29年10月洪水浸水状況(斑鳩町・河合町付近)	第1章 第2節 大和川流域における過去の浸水被害の状況  写真1-2 昭和57年8月洪水浸水状況(左:田原本町付近、右:王寺町付近) 写真1-3 平成7年7月洪水浸水状況(左:安堵町・河合町付近、右:斑鳩町付近) 写真1-4 平成29年10月洪水浸水状況(斑鳩町・河合町付近) <b>(写真に町名を付記)</b>
16	第1章 第3節 第2項	17	本文中の説明が不十分。たとえば、藤井地点での流域整備計画目標流量を2,100m <sup>3</sup> /sと定めて、そのうち、河道とダムで受け持つ分を1,790m <sup>3</sup> /sとし、ため池や防災調整池などの流域対策で受け持つ流量を310m <sup>3</sup> /sとして整備を進め、といったように、図1-12に示された内容をきちんと文章で記述すること。	図1-12 流量分担図の説明を追記しました。	第1章 第3節 第2項 大和川流域総合治水対策の状況  流域整備計画においては、治水対策を1,790m <sup>3</sup> /sとして整備を進め、現在はその進捗状況を踏まえ、平成25年に策定した大和川水系河川整備計画に基づき、1,920m <sup>3</sup> /sとして整備を進めている。また、流域対策については、その分担量を310m <sup>3</sup> /sとして目標を定め、流域全体で雨水貯留浸透施設の整備等の対策を進めてきたものの、未だ目標を達成できておらず、さらなる対策には時間を要するものと考えられる。	第1章 第3節 第2項 大和川流域総合治水対策の状況  流域整備計画においては、 <b>藤井地点での流域整備計画目標流量を2,100m<sup>3</sup>/sと定め、そのうち河川と支川ダム等で受け持つ流量を1,790m<sup>3</sup>/sとして整備を進め、現在はその進捗状況を踏まえ、平成25年に策定した大和川水系河川整備計画に基づき、1,920m<sup>3</sup>/sとして整備を進めている。また、流域対策については、その分担量を310m<sup>3</sup>/sとして目標を定め、流域全体で雨水貯留浸透施設の整備等の対策を進めてきたものの、未だ目標を達成できておらず、さらなる対策には時間を要するものと考えられる。</b>
17	第1章 第3節 第2項	18	「流出抑制を目的とした雨水貯留浸透施設等を実施し・・・」→「流出抑制を目的とした雨水貯留浸透施設等の設置を実施し・・・」or「流出抑制を目的とした雨水貯留浸透施設等を整備し・・・」	適切な表現に修正しました。	第1章 第3節 第2項 大和川流域総合治水対策の状況  これまで、総合治水対策として取り組んできた流域対策は、流域整備計画に基づき、流出抑制を目的とした雨水貯留浸透施設等を実施し、特にため池治水や雨水貯留浸透施設、水田貯留については流域対策貯留量の目標を設定し、進捗状況を確認しながら推進している。	第1章 第3節 第2項 大和川流域総合治水対策の状況  これまで、総合治水対策として取り組んできた流域対策は、流域整備計画に基づき、流出抑制を目的とした雨水貯留浸透施設等を <b>整備し</b> 、特にため池治水や雨水貯留浸透施設、水田貯留については流域対策貯留量の目標を設定し、進捗状況を確認しながら推進している。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
18	第1章 第3節 第3項	20	【流域の課題】「これまで流域対策のより一層の強化・・・」→「これまで実施してきた流域対策のより一層の強化・・・」	適切な表現に修正しました。	第1章 第3節 第3項 大和川特定都市河川流域における現状の課題  現在もお内水氾濫による被害が発生しているなかで、気候変動の影響も踏まえ、これまで流域対策のより一層の強化を図るとともに、水害リスクを踏まえた土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。	第1章 第3節 第3項 大和川特定都市河川流域における現状の課題  現在もお内水氾濫による被害が発生しているなかで、気候変動の影響も踏まえ、これまで <b>実施してきた</b> 流域対策のより一層の強化を図るとともに、水害リスクを踏まえた土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。
19	第1章 第3節 第3項	20	【河川の課題】「砂防事業による継続的に亀の瀬地すべり対策を実施している・・・」→「砂防事業による継続的な亀の瀬地すべり対策を実施している・・・」	適切な表現に修正しました。	第1章 第3節 第3項 大和川特定都市河川流域における現状の課題  現在も、大阪府側の大和川の河川改修による流下能力向上や、砂防事業による継続的に亀の瀬地すべり対策を実施しているものの、大規模地すべり地形という特徴から、亀の瀬狭窄部の開削等による抜本的な河道改修は当面困難な状況である。	第1章 第3節 第3項 大和川特定都市河川流域における現状の課題  現在も、大阪府側の大和川の河川改修による流下能力向上や、砂防事業による継続的 <b>な</b> 亀の瀬地すべり対策を実施しているものの、大規模地すべり地形という特徴から、亀の瀬狭窄部の開削等による抜本的な河道改修は当面困難な状況である。
20	第1章 第3節 第3項	20	「雨水貯留については下水道事業計画に位置づけている市町村もあるが、新たに整備を計画する場合も上記の状況にあることから、排水先の河川の整備状況を勘案し、計画を策定していく必要がある。」の文章の趣旨が分かりにくい。上記の状況にある一雨水排除ポンプの設置ができないことを指すと思われるが、そのことを受けて、何をどのように改善しようしているのかが分かりにくい。	下水道の整備については第6章でお示していますとおり、亀の瀬狭窄部の堰上げにより、大和川への十分な排水が困難である状況を踏まえつつ、内水による浸水対策を図るため、下水道整備を着実に実施していくこととしております。	第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項  今後は未整備地区における雨水管渠整備を実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すとともに、また雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。	第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項  今後の <b>雨水排水施設整備は、排水先である河川の流下能力とのバランスを図りながら</b> 実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すとともに、また雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。



# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
21	第2章 第1節	21	「洪水氾濫や雨水出水による浸水・・・」→「洪水氾濫や雨水出水(内水氾濫)による浸水・・・」(44頁冒頭参照)	適切な表現に修正しました。	第2章 第1節 基本的な考え方  洪水氾濫や雨水出水による浸水によって生じることが対策については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。	第2章 第1節 基本的な考え方  洪水氾濫や雨水出水(内水氾濫)による浸水によって生じることが対策については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。
22	第2章 第1節	21	流域水害対策計画の目標は浸水被害ゼロにすること。 本計画の基本的な考えとして、①氾濫を防ぐ、減らす対策 ②被害減少対策 ③被害軽減、早期復旧、復興であり、計画では、流す施設、溜める施設のハード整備を進め、区域指定による土地利用の制限、ホットラインの活用、避難計画や洪水ハザードマップの周知、リスクコミュニケーションの充実等を推進し、浸水被害の解消を目指すとなっている。大和川流域全体で見ればハード、ソフト共に今までの計画の更なる上をいく計画であると評価出来る。しかし、多くの住民は大和川のことを知らず、水害に対する備えも出来ない。災害発生に対して計画の成果が発揮できる取り組みを作っていたきたい。	第2章第1節に記載のとおり、河川整備や雨水貯留浸透施設の整備などのハード対策を進めるとともに、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定などのソフト対策も活用しながら、浸水による人命を守り、経済被害の軽減に取り組んで参ります。	第2章 第1節 基本的な考え方  また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。	第2章 第1節 基本的な考え方  また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) <b>素案からの修正箇所を赤字</b>
23	第2章 第1節	21	川西町には寺川、飛鳥川、曾我川があり大和川に合流する手前に逆流防止樋門がある。大和川の水位が高くなるとこの樋門が閉鎖される。排水ポンプが設置されていないため内水が溜まり町内の排水路の流れが滞留して周辺の田や低い宅地に溢れる。大和川の高水位が長時間続くと内水浸水が町全体に広がる。これを防ぐには宅地より低い位置に各河川流域の内水を一時貯留できる地下貯留施設を設置する必要がある。貯留機能保全区域指定、浸水被害防止区域指定も合わせて検討していただきたい。	第2章第1節に記載のとおり、雨水貯留浸透施設の整備を推進します。 また、水害リスクやまちづくり計画などを考慮のうえ、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定についても検討を進めて参ります。	第2章 第1節 基本的な考え方  また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。	第2章 第1節 基本的な考え方  また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。
24	第2章 第1節	22	②被害対象を減少させるための対策の中の「浸水被害防止区域の指定等」はこの図の中の赤帯で示されているが、不自然。この赤部分はむしろ「(一時的)湛水許容区域の指定等」とでも表現すべき。	浸水被害防止区域については、第11章で説明してますとおり、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について指定するものであり、浸水が生じるエリアとなります。	第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針  また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」を指定する。	<b>第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針</b>  <b>また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」を指定する。</b>
25	第2章 第1節	22	③被害の軽減、早期復旧、復興の対策 は、計画を上回る洪水に対しても被害を軽減するので、図の紫色は2,100トンや1/100を超えて上まで矢印が伸びるのではないかと。ハード対策はそれぞれの計画規模までかもしれないが、③に含まれるソフト対策はあらゆる洪水に対しても被害軽減を図るために実施されるものと思う。	第2章第1節図2-1のとおり、計画を上回る洪水に対しても被害を軽減する対策として、黄色枠囲みをしている中に③被害の軽減、早期復旧、復興の対策も含まれております。	第2章 第1節 基本的な考え方  図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策	第2章 第1節 基本的な考え方  図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策
26	第2章 第2節	25	表2-1のキャプションは表の上に配置すること。	キャプションの記載位置を修正しました。	第2章 第2節 計画期間  表2-1 河川整備計画、下水道計画、まちづくり計画における計画期間	第2章 第2節 計画期間  表2-1 河川整備計画、下水道計画、まちづくり計画における計画期間 <b>キャプションを表の上に記載</b>



# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
27	第2章 第4節	28	図2-7のキャプションは適切な表現にすべき。浸水被害状況だけの図ではない。また、「(柏原地点)」の意味も不明。流量が柏原地点のものであるならそのような内容のキャプションにすべき。	キャプションの記載を修正しました。	第2章 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨  図2-7 大和川流域の主要洪水における浸水被害状況	第2章 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨  図2-7 大和川流域の主要洪水における <b>柏原上流域12h雨量および柏原流量</b> 、浸水被害状況
28	第2章 第4節	28	昭和57年8月降雨(柏原上流で146mm/12時間)としている点で、実際には、平成29年のより多い降雨があるので、既存計画の対象降雨であることに加えて、平成29年降雨を検討しない理由について、可能な範囲で言及がある方が良い。	流域水害対策計画は、効果を発現させるために必要な期間として概ね20~30年間程度としていますが、平成29年10月降雨を計画対象降雨とした場合、第2章第1節の基本的な考え方にお示しします大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるためには、大和川下流域(大阪府域)から河道の整備を進めていく必要があり、奈良県域の整備がさらに遅れることとなります。したがって、本計画における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨については、今後20年間で達成しうる降雨規模とし、戦後最大となる浸水被害が生じた昭和57年8月降雨を流域全体の目標としております。	第2章 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨  大和川中上流域では、戦後、数多くの大規模出水による浸水被害を被っており、特に昭和57年8月降雨と平成29年10月降雨において、戦後第1位及び第2位となる流量を記録している。このうち、戦後最大となる浸水被害は、昭和57年8月降雨(家屋全半壊256、床上床下1万戸以上)で発生しており、総合治水対策も本降雨を契機として取組が始まっている。 (中省略) これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)を昭和57年8月降雨(柏原上流で146mm/12時間)とし、降雨波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。	第2章 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨  大和川中上流域では、戦後、数多くの大規模出水による浸水被害を被っており、特に昭和57年8月降雨と平成29年10月降雨において、戦後第1位及び第2位となる流量を記録している。このうち、戦後最大となる浸水被害は、昭和57年8月降雨(家屋全半壊256、床上床下1万戸以上)で発生しており、総合治水対策も本降雨を契機として取組が始まっている。 (中省略) これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)を昭和57年8月降雨(柏原上流で146mm/12時間)とし、降雨波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。
29	第3章	30	「洪水(外水浸水)または雨水出水(内水浸水)による浸水が想定される・・・」→日本語としておかしい。たとえば、「洪水(外水)または雨水出水(内水)による浸水が想定される・・・」とする。	適切な表現に修正しました。	第3章 都市浸水想定  都市浸水想定として、計画対象降雨(昭和57年8月降雨)が生じた場合に、洪水(外水浸水)または雨水出水(内水浸水)による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示す。	第3章 都市浸水想定  都市浸水想定として、計画対象降雨(昭和57年8月降雨)が生じた場合に、洪水(外水 <b>氾濫</b> )または雨水出水(内水 <b>氾濫</b> )による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示す。
30	第3章	30	図3-1の最大浸水深の凡例は違いが分かりにくい。グラデーションをうまくつけるとのことよりも、浸水深の違いを分かりやすくつけることが大事。図3-2の浸水継続時間のように。	最大浸水深の凡例表示につきましては、洪水浸水想定区域図作成マニュアルを参考に表示しております。境界線を追加して見やすくしました。	第3章 都市浸水想定  図3-1 都市浸水想定及びハード整備実施後の浸水想定区域図	第3章 都市浸水想定  図3-1 都市浸水想定及びハード整備実施後の浸水想定区域図 ( <b>境界線を追加</b> )

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
31	第3章	30	表3-1の計算条件に県の遊水地は入っていないのか。入れないのであればそれは何故か。県の河道整備に入っているのか。わかりにくい。22頁図2-1では河川整備としてダム・遊水地が入っているが、同図の平成緊急内水対策事業(遊水地整備分)は「流域対策のさらなる充実」として別建てでされている。わかりにくいのできちんと説明すべき。	河道には遊水地整備も含まれています。河川整備計画に基づく整備内容については、第4章第1節に記載のとおりです。	第3章 都市浸水想定 表3-1 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件	第3章 都市浸水想定 表3-1 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件 <b>(遊水地を含むを追記)</b>
32	第4章	32	最初の段落が唐突な記述である。例えば、「第2章第1節(22頁)で示したように」といったように記述してはどうか。1,850m <sup>3</sup> /sという数字の出現が唐突すぎる。	適切な表現に修正しました。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項 大和川本川の藤井地点において、1,850m <sup>3</sup> /sを安全に流下させるとともに、内水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項 大和川本川の藤井地点において、 <b>第2章第1節で示したとおり</b> 1,850m <sup>3</sup> /sを安全に流下させるとともに、内水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。
33	第4章	32	図4-1および図4-2が本文中で全く引用されずにただ掲載されているだけである。他にもこのような図表、写真の掲示があり、これらを参考程度で見るともよいと思っていたが、図4-1、4-2は重要であり、本文中で引用して何らかの説明を加えるべきであろう。さもなければ削除すべき。	引用した図表写真については本文で説明を追記しました。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項 大和川本川の藤井地点において、1,850m <sup>3</sup> /sを安全に流下させるとともに、内水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項 大和川本川の藤井地点において、 <b>第2章第1節で示したとおり</b> 1,850m <sup>3</sup> /sを安全に流下させるとともに、内水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施し、 <b>河川のピーク水位を低減させ</b> 流域の治水安全度を早期に向上させる。
34	第4章	32	河床をもっと掘削してもらったら安全だと思う。	第4章に記載のとおり、河道掘削などの河川改修を引き続き推進して参ります。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項 大和川本川の藤井地点において、1,850m <sup>3</sup> /sを安全に流下させるとともに、内水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項 大和川本川の藤井地点において、1,850m <sup>3</sup> /sを安全に流下させるとともに、内水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
35	第4章第1節第1項	33	浸水被害が度々起こっている。遊水地が出来ることでありがたく思っており、早く進めてもらいたい。	第4章第1節第1項に記載のとおり、遊水地整備を引き続き推進して参ります。	第4章 第1節 第1項 国が行う河川の整備  大和川水系河川整備計画(国管理区間)に基づき、大和川(奈良県域)及び佐保川にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。	第4章 第1節 第1項 国が行う河川の整備  大和川水系河川整備計画(国管理区間)に基づき、大和川(奈良県域)及び佐保川にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。
36	第4章第1節第2項	34	3年~4年前の台風では曾我川の水位が上昇したが、なんとか破堤まではいかなかった。そのような状況もあり、県の方で河川改修を進めていただいた経緯がある。	第4章第1節第2項に記載のとおり、曾我川の河川改修を引き続き推進して参ります。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。
37	第4章第1節第2項	34	御所市としては曾我川に一部狭隘部があるため、その上流でなにか対策ができないか。大規模な国の対策は説明いただいて理解できたが、上流でできることとすると水田貯留が有効だとは思いますが、面積的には限界がある。葛城川は天井川であり、氾濫すると御所市内が浸水するため、対策を考えていかなければならない。	第4章第1節第2項に記載のとおり、曾我川、葛城川の河川改修を引き続き推進して参ります。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。
38	第4章第1節第2項	34	亀の瀬の課題を解消する対策にも取り組んでもらいたい。また、南生駒駅の近くに竜田川があるが、河川改修がまったく進んでいない。早く整備を進めてほしい。	第4章第1節第2項に記載のとおり、現在も、大阪府側の大和川の河川改修による流下能力向上や、砂防事業による継続的に亀の瀬地すべり対策を実施しており、亀の瀬狭窄部の開削等による抜本的な河道改修は当面困難な状況です。 竜田川の河川改修を引き続き推進して参ります。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。
39	第4章第1節第2項	34	南生駒駅周辺でバリアフリーを進めようとしているが、治水対策が進んでおらず、宅地の嵩上げのため階段が必要になるなど、バリアフリー化の障害になっている。早く整備を進めてほしい。	第4章第1節第2項に記載のとおり、河川改修を引き続き推進して参ります。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。	第4章 第1節 第2項 奈良県が行う河川の整備  奈良県では、大和川水系河川整備計画(平城圏域、生駒いかるが圏域、曾我葛城圏域、布留飛鳥圏域)に基づき、各圏域にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進する。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
40	第6章	36	「排水先の河川の整備状況を勘案し、計画を策定していく必要がある」の記載は、抽象的に感じる。 内水に対する整備水準と河川自体の整備水準が必ずしも一体的でないこと、その場合乖離した処理量にどのようにソフト・ハード的に取り組むつもりかある程度明示すべき。	下水道の排水施設整備にあたっては、排水先である河川の流下能力とのバランスを図るとともに、河川の氾濫が助長しないよう内水排除ポンプの運転ルールを定め、都市浸水による被害軽減を図って参ります。	第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項  今後は未整備地区における雨水管渠整備を実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すとともに、また雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。	第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項  今後の雨水排水施設整備は、排水先である河川の流下能力とのバランスを図りながら実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すとともに、また雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。
41	第7章	38	冒頭の「亀の瀬狭窄部の堰上げ区間を抱え、・・・」は少し日本語としておかしい。「亀の瀬狭窄部による堰上げを抱え、・・・」としたほうがましではないか。検討されたい。	適切な表現に修正しました。	第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項  亀の瀬狭窄部の堰上げ区間を抱え、勾配が緩やかで洪水が流れにくく、水害が発生しやすい大和川の地形特性を踏まえ、下流に負荷をかけずに流域の治水安全度を向上させるには、河川区域内での河川施設で治水安全度を向上させることのみならず、流域から河道への流出を抑制させることが重要であり、内水被害の解消・軽減にも寄与する。	第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項  亀の瀬狭窄部による堰上げを抱え、勾配が緩やかで洪水が流れにくく、水害が発生しやすい大和川の地形特性を踏まえ、下流に負荷をかけずに流域の治水安全度を向上させるには、河川区域内での河川施設で治水安全度を向上させることのみならず、流域から河道への流出を抑制させることが重要であり、内水被害の解消・軽減にも寄与する。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
42	第7章	38	<p>「開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付け」この点は、地域住民にとっても安心して暮らし続けるためにも非常に重要である。</p> <p>熱海土砂災害でも、盛り土を巡る違法性、自治体の許認可の是非が論議された。また、最近、奈良県内でも、大規模に山林を伐採し「メガソーラー」を設置し営利活動を行う企業の開発について、土砂災害、河川氾濫の危険性が指摘されている。住民の命と暮らしを守る河川行政にとっても看過できない事態であり、強調して記述してはどうか。</p>	<p>第7章第4節「既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全」において、山林の保水機能の保全を記載しております。</p>	<p>第7章 第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全</p> <p>雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、奈良県が策定している「なら水循環ビジョン」とも連携しながら、流域全体の保水力の向上を図る。</p>	<p>第7章 第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全</p> <p>雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、奈良県が策定している「なら水循環ビジョン」とも連携しながら、<b>森林の保水機能の維持・回復を図るなど、流域全体の保水力の向上を促進する。</b></p>
43	第7章	38	<p>最近、雨量が増えてきており、100mm/hといった雨も見られる中、下水道の雨水管渠整備も大事だが、ため池や田んぼも貯留施設として活用していく取り組みは積極的に推進していくべき。また、民間事業者にも貯留施設の整備を働きかけ、流域一体で貯留していくことが必要である。</p>	<p>水田貯留の取り組み推進にあたっては、所有者のご協力が不可欠であり、ご協力頂くためにも農政部局と連携を図りながら、農業振興に資する工夫を行って参ります。</p>	<p>第7章 第3節 水田貯留</p> <p>水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。</p>	<p>第7章 第3節 水田貯留</p> <p>水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。</p>
44	第7章	38	<p>香芝市では、なかなか大規模な面積の土地を確保するのが難しく、大事業はない。最近水が溢れるようなこともないが、貯留施設を整備するような計画が香芝市内でもあるのか。</p>	<p>第7章に記載のとおり、貯留施設の整備を推進して参ります。</p>	<p>第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項</p> <p>(省略)</p> <p>このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。</p>	<p>第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項</p> <p>(省略)</p> <p>このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。</p>
45	第7章	38	<p>香芝市内では河川改修が進んだこともあり河川氾濫はなくなったが、奈良盆地の中で大雨が降ることを想定すると貯留施設を増やしていくしかないのかなと感じた。やはり亀の瀬をどうにかしないと奈良盆地の水がはけないため、25号線を迂回させて川幅を拡幅するような整備が必要なのではないか。</p>	<p>現在も、大阪府側の和歌山の河川改修による流下能力向上や亀の瀬すべり対策を実施していますが、一方で流域対策を着実に実施していく必要があります。</p>	-	-



# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
46	第7章	38	<p>自分自身は農家であるが、田んぼの維持のためにも補助金を出していただいて農家が田んぼを手放さないようにしてほしい。葛下川はここ数年改修がなく、土砂やヨシが繁茂している。ため池については貯水量を増やすなどの対策に予算を使っていたきたい。</p>	<p>第7章に記載のとおり、水田貯留の取り組み推進にあたっては、所有者のご協力が不可欠であり、ご協力頂くためにも農政部局と連携を図りながら、農業振興に資する工夫を行って参ります。 また、土砂堆積によって流下阻害となっている箇所については、浚渫するなど河川の適性な維持管理に努めて参ります。 ため池の治水利用も含め、貯留施設の整備を推進して参ります。</p>	<p>第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項  (省略) このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。</p>	<p>第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項  (省略) このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。</p>
47	第7章	38	<p>掘削をやっていただいて町内については特に問題ないと思うが、貯留対策等も進めていただければと感じた。</p>	<p>第7章に記載のとおり、貯留施設の整備を推進して参ります。</p>	<p>第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項  (省略) このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。</p>	<p>第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項  (省略) このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。</p>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
48	第7章 第2節	39	土砂災害指定区域にあるため池が改修され、雨が降ってもコントロールされるようになった。休耕地にあるため池も治水に利用するようなことも市には提言している。ホットライン情報について、葛城市内には雨量計・水位計がないので、近隣の御所市・香芝市の情報を確認している。葛城市内にも設置してほしい。	第7章第2節に記載のとおり、ため池の治水利用を推進して参ります。 また、葛城市内には雨量観測所が葛城(気象庁)、当麻(大和川河川事務所)の2箇所あります。水位計につきましても8箇所設置しており、令和4年3月25日より「奈良県河川情報システム」から閲覧できるようになっております。	第7章 第2節 ため池の治水利用  ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。	第7章 第2節 ため池の治水利用  ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。
49	第7章 第1節	39	二階堂小学校の校庭や、その西にある奈良県浄化センターが度々浸水して困っている。今後、農地が少なくなり貯留機能が小さくなると被害がさらに大きくなることも考えられるため、センター内に調整池を作るなど対策をお願いしたい。	第7章第1節に記載のとおり、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進して参ります。	第7章 第1節 雨水貯留浸透施設  流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』等に基づき、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進する。また、既に都市公園として活用されている土地を含め、国有地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。	第7章 第1節 雨水貯留浸透施設  流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』等に基づき、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進する。また、既に都市公園として活用されている土地を含め、国有地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) <b>素案からの修正箇所を赤字</b>
50	第7章	39 40	<p>ため池や水田といった農業農村システムの一部を利用した浸水被害防止は以前からも提案されてきている。考え方には賛同だが、この対応策は全国的に見てもなかなか進展していない。こうした題目を唱えるのであれば、もう少し農水部局との連携も含め、具体的なアプローチを示して欲しい。</p>	<p>ため池や水田の治水利用については、これまでも推進してきているところですが、より一層整備が推進するよう第2章第2節及び第3節に記載したとおり農林部局とも連携が必要と認識しているところです。</p> <p>具体的アプローチとしては、令和4年1月12日に農林部局も参画した『大和川流域水害対策協議会』を設立したところ です。</p>	<p>第7章 第2節 ため池の治水利用 ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、流域内のため池の保全に努める。なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。</p> <p>第7章 第3節 水田貯留 流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。なお、水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。</p>	<p>第7章 第2節 ため池の治水利用 ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、流域内のため池の保全に努める。なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。</p> <p>第7章 第3節 水田貯留 流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。なお、水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。</p>
51	第7章 第4節	40	<p>川底が上がってきているところが多いと感じる。浚渫していただいているが、元に戻ってしまっているため、もっと頻繁に対策していただきたい。他部局と協力して、山の保水力を維持するような取り組みを進めてほしい。</p>	<p>第7章第4節に記載のとおり、土砂堆積によって流下阻害となっている箇所については、浚渫するなど河川の適宜な維持管理に努めて参ります。</p> <p>また、雨水の一時的な保水機能が維持できるよう、山林等の保全に努めて参ります。</p>	<p>第7章 第4節 既存の防災調整池等 や保水・遊水機能を有する土地の保全</p> <p>雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、奈良県が策定している「なら水循環ビジョン」とも連携しながら、流域全体の保水力の向上を図る。</p>	<p>第7章 第4節 既存の防災調整池等 や保水・遊水機能を有する土地の保全</p> <p>雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、奈良県が策定している「なら水循環ビジョン」とも連携しながら、流域全体の保水力の向上を図る。</p>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
52	第7章 第3節	40	日本の農業は、担い手の高齢化による耕作放棄地の増大、農家の減少と言う困難を抱えている。「排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。」という指摘は、大変優れていると思う。日本の原風景と行っても良い水田が広がる光景は、食糧自給の確保と同時に、「ダムの効果」があることから、この「水田貯留」効果を、広くアピールし、農林水産省と連携して、次の世代が農業を継承していける施策・農業振興に国交省としても積極的に提言を行う姿勢を強調して頂きたい。	水田貯留の取り組み推進にあたっては、所有者のご協力が不可欠であり、ご協力頂くためにも農政部局と連携を図りながら、農業振興に資する工夫を行って参ります。	第7章 第3節 水田貯留  水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。	第7章 第3節 水田貯留  水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。
53	第7章 第3節	40	田んぼダムなど、対策に効果があることが分かった。横の連携を意識して積極的に対策を進めてもらいたい。	第7章第3節に記載のとおり、関係機関とも連携しながら水田貯留を推進して参ります。	第7章 第3節 水田貯留 流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。 なお、水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。	第7章 第3節 水田貯留 流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置する水田貯留を積極的に推進する。 なお、水田貯留にあたっては、水路改修など農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。
54	第7章 第5節	41	比較的大規模な建築物に対して、何か規制を設けた方がよい。最近では、環境に配慮した建築物が業者から提案されることも多く、防水に関する着眼点もあればよい。	ご意見のとおり、開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m <sup>2</sup> 以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化しており、第7章第5節に記載しています。 また、民間事業者等による開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備について、第7章第1節に記載しています。	第7章 第5節 雨水浸透阻害行為の許可等  今後、開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m <sup>2</sup> 以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。  第7章 第1節 雨水貯留浸透施設 また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第8章で詳述)に基づく支援制度も活用し、目標対策量の確保を図る。	第7章 第5節 雨水浸透阻害行為の許可等  今後、開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m <sup>2</sup> 以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。  第7章 第1節 雨水貯留浸透施設 また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第8章で詳述)に基づく支援制度も活用し、目標対策量の確保を図る。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022. 3. 25)	計画書(案) (2022. 5. 18) 素案からの修正箇所を赤字
55	第9章 第1節	43	図の右側上下2つは(厳密には左下も)、あまり的確な表現ではない気がする。この図の本質は、下流での甚大な(破堤などの)被害を避けるため、一部の地域である程度の湛水を覚悟することではないのか。流域全体での総合的な被害を少しでも軽減するためにあえて一部の内水排除を抑制することがわかるようにした方がよい。	排水機場からの放流を制限し、河川水位の上昇を抑えることで、堤防の決壊を防ぎ、流域全体において壊滅的な浸水被害を避けることを目的としています。 イメージ図を差し替えしました。	第9章 第1節 基本的な運転調整の方針  図9 内水排除ポンプの運転イメージ	第9章 第1節 基本的な運転調整の方針  図9 内水排除ポンプの運転イメージ  (図の差し替え)
56	第9章 第1節	43	9章1節が、具体性に欠け、計画と呼べるようになっていないように感じた。既存ルールの見直しに加えて、より具体的な取り組みや計画の方向性が見えるのが望ましい。	図9 内水排除ポンプの運転イメージでお示しますとおり、堤防決壊による甚大な浸水被害を回避するため、流域全体における浸水被害を最小となるよう、内水排除ポンプの運転操作ルールを今後検討して参ります。	第9章 第1節 基本的な運転調整の方針  運転操作ルールを持たないポンプ場においては、これまでの内水排除ポンプの運転調整実績も踏まえ、総合的に検討・合意を図り、運転操作ルールを策定していくとともに、既に策定しているポンプ場についても、必要に応じて見直しを行う。	第9章 第1節 基本的な運転調整の方針  運転操作ルールを持たないポンプ場においては、これまでの内水排除ポンプの運転調整実績も踏まえ、総合的に検討・合意を図り、運転操作ルールを策定していくとともに、既に策定しているポンプ場についても、必要に応じて見直しを行い、 <b>流域全体における浸水被害の最小化を図る。</b>
57	第10章	44	冒頭「雨水出水(内水)浸水想定区域」→「雨水出水(内水氾濫)浸水想定区域」ではないか。	適切な表現に修正しました。	第10章 都市浸水想定のある区域における土地の利用に関する事項  都市浸水想定に加え、雨水出水(内水)浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。	第10章 都市浸水想定のある区域における土地の利用に関する事項  都市浸水想定に加え、雨水出水(内水 <b>氾濫</b> )浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。



# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
58	第10章	44	<p>「今後、大和川流域水害対策協議会にて検討していく」とあるが、流域治水対策についてもこれまでこの協議会で検討されてきたのであろうか。組織の構成が良く分からないが、流域治水を実施するために必要な部署や組織が入る必要がある(後段に関係する部局が連携し・・・とは記載されているが)。流域治水という新たな取り組みを実施するうえで組織名の改正や組織構成についても検討が必要ではないか。都市域に限定した総合治水ではなく流域治水であることを意識する必要があろう。総説に記された内容と整合が取れているか気になる。</p>	<p>令和3年12月24日に大和川水系大和川等が特定都市河川の指定を受け、これまでの大和川流域総合治水協議会を拡充し、河川管理者や流域の市町村に加えて、下水道管理者、農林部局、まちづくり部局等、大和川流域のあらゆる関係者が参画した『大和川流域水害対策協議会』を令和4年1月12日に設立しております。大和川流域水害対策協議会の構成員については、以下HPにて公開しております。  <a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/conference/conference.html">https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/conference/conference.html</a></p> <p>(大和川流域水害対策協議会の構成員)            奈良県知事、奈良県総務部長、奈良県危機管理監、奈良県水循環・森林・景観環境部長、奈良県食と農の振興部長、奈良県国土マネジメント部長、奈良県地域デザイン推進局長、奈良市長、大和高田市長、大和郡山市長、天理市長、橿原市長、桜井市長、御所市長、生駒市長、香芝市長、葛城市長、宇陀市長、平群町長、三郷町長、斑鳩町長、安堵町長、川西町長、三宅町長、田原本町長、高取町長、明日香村長、上牧町長、王寺町長、広陵町長、河合町長、大淀町長、近畿地方整備局長、近畿地方整備局建設部長、近畿地方整備局河川部長、近畿農政局農村振興部長、近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所長、近畿地方環境事務所長、近畿財務局奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、奈良県防災士会 理事長</p>	-	-
59	第10章	44	<p>「田原本町都市計画マスタープラン立地適正化計画」のメッシュ地図が、不鮮明で分かりにくい。</p>	<p>解像度を上げて鮮明にしました。            出典元：  <a href="http://www.town.tawaramoto.nara.jp/material/files/group/40/MPa.pdf">http://www.town.tawaramoto.nara.jp/material/files/group/40/MPa.pdf</a></p>	<p>第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項</p> <p>図10-1 田原本町 都市計画マスタープラン 立地適性化計画</p>	<p>第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項</p> <p>図10-1 田原本町 都市計画マスタープラン 立地適性化計画  <span style="color: red;">居住誘導区域の図面を修正</span></p>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
60	第10章	44	要配慮者利用施設は、地価の安い地域に建設されていることも多い。こういった地域は、災害リスクが高い地域と捉えられることもできる。今後は、危険な場所に施設を作らせないように、立地を誘導する規則などが必要と考える。	水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理したうえで、第10章に記載のとおり、浸水被害対策について定めて参ります。	第10章 都市浸水想定区域における土地利用に関する事項  都市浸水想定に加え、雨水出水(内水氾濫)浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、大和川流域水害対策協議会にて検討していくものとする。	第10章 都市浸水想定区域における土地利用に関する事項  都市浸水想定に加え、雨水出水(内水氾濫)浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、大和川流域水害対策協議会にて検討していくものとする。
61	第10章	45	図10-2の最大浸水深の凡例が分かりにくい。グラデーションをうまくつけるよりも浸水深の違いが分かるように工夫されたい。図11-2、11-3、11-4も同様。	最大浸水深の凡例表示につきましては、洪水浸水想定区域図作成マニュアルを参考に表示していますが、境界線の追加や鮮明にするなど見やすくしました。	第10章 都市浸水想定区域における土地利用に関する事項  図10-2 最大浸水深の凡例 図11-2 最大浸水深の凡例 図11-3 最大浸水深の凡例 図11-4 最大浸水深の凡例	第10章 都市浸水想定区域における土地利用に関する事項  図10-2 最大浸水深の凡例 図11-2 最大浸水深の凡例 図11-3 最大浸水深の凡例 図11-4 最大浸水深の凡例 (境界線を追加)

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
62	第11章	46	<p>◎貯留機能保全区域、浸水被害防止区域 当該区域の指定は、資産価値の低下に繋がりがかねないと考え。実施にあたっては、個人の権利を十分尊重したうえで合意形成が必須と考える。</p>	<p>第11章第1節に記載のとおり、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域や土地利用形態等を考慮した上で、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとしております。</p>	<p>第11章 第1節 貯留機能保全区域の指定の方針</p> <p>(省略) 貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p> <p>第11章 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針</p> <p>(省略) 浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>	<p>第11章 第1節 貯留機能保全区域の指定の方針</p> <p>(省略) 貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p> <p>第11章 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針</p> <p>(省略) 浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) <b>素案からの修正箇所を赤字</b>
63	第11章 第2節	48	<p>今後、浸水被害防止区域等を指定するには、地域住民への事前周知が重要と考える。地域住民が「この地域はこういった治水上の課題があるため、県知事から〇〇の指定を受ける」という背景を十分に理解できる手続きが必要だ。</p> <p>早い内にタイムスケジュールを周知し、地域住民にとっても手戻りが無いよう配慮しておかなければならない。</p>	<p>ご意見のとおりであり、浸水被害防止区域については、洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある土地について、水害リスクをお示しながら、関係者の意向を十分踏まえた上で指定することとしており、第11章第2節に記載したとおり、取り組んで参ります。</p>	<p>第11章 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針</p> <p>浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。</p> <p>浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>	<p>第11章 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針</p> <p>浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。</p> <p>浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>
64	第11章 第2節	48	<p>流域水害対策計画書(素案)P48に浸水被害防止区域の指定方針が示されており、川西町をモデルにしていることであるが、浸水被害防止区域の指定には着手しているのか。</p> <p>内水が課題であると感じている。根本的な内水対策として、例えば大規模な雨水貯留管などの対策を取り組んでいただきたい。</p>	<p>第11章第2節に記載のとおり、貯留施設の整備を推進していきますが、川西町など洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある土地については、浸水被害防止区域の指定についても、今後、検討して参ります。</p>	<p>第11章 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針</p> <p>浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>	<p>第11章 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針</p> <p>浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
65	第12章 第2節	50	河川によって水位上昇の仕方も異なると思うが、どれくらいで水位上昇するかという情報がわかると避難のタイミングがわかりやすいと思う。	第12章第1節に記載のとおり、避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報を発信して参ります。	第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実  流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。	第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実  流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。
66	第12章 第1節	50	地球温暖化、最近の異常気象の影響により、局地的豪雨や大型の台風などが起こり、全国各地で河川氾濫や土砂崩れなどの災害が頻繁に発生している。大和川に於いても、河川の整備や治水対策が施されているが、自然現象の変化についていけない状況ではないか。 災害の発生は免れないとしても、被害を軽減する働きが重要ではないかと考える。 行政として、平常時から水害リスクや避難先等の情報を住民に共有し、地域の住民や団体等、ボランティアなどを活発に取り入れた自主防災の組織構築、自ら守るという意識を高める地域コミュニティ、災害発生に備え、想定される災害予測と発生時にはどのように避難し、どのような備えが必要かを学ぶことのできる場を積極的に設け、地域の防災力強化を図ってほしい。	第12章第1節に記載のとおり、地域の防災力向上に向けて、平常時からの河川情報の共有や地域コミュニティ形成の強化、出前講座の開催等の防災教育や防災知識の普及に取り組んで参ります。	第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実  流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。	第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実  流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。



# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) <b>素案からの修正箇所を赤字</b>
67	第12章 第1節	50	<p>◎リスクコミュニケーション            平常時から水害のリスク・避難先の情報を地域コミュニティで共有することは大切であり、加えて、独居老人などの要配慮者の状況を把握しておくことも大切である。            上記を達成するため、有識者・専門家による講習会開催などを含めた支援をお願いしたい。</p>	<p>第12章第1節に記載のとおり、防災意識向上に向けた講習会や住民参加型の避難訓練の実施、地域コミュニティ形成の強化などに取り組んで参ります。</p>	<p>第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実</p> <p>流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。</p>	<p>第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実</p> <p>流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。</p>
68	第12章	50	<p>「第1節リスクコミュニケーションの実施」の中で指摘されている「洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施」は防災・減災上極めて大切な指摘だ。水害の発生が迫ってきている時点では、リアルタイムの水位情報、ライブカメラ映像などの情報発信が流域住民の避難行動を促すことに繋がる。そのようなときにはアクセスが集中するので、サーバーがダウンしないような、IT体制の強化も一層重要となる。            小学校で学習指導要領が改訂され、「防災学習」が導入された。この学習には専門家としての河川行政に関わる職員が「小学生にも分かりやすい出前授業」等で学校教育を支援して頂きたい。</p>	<p>第12章第1節に記載したとおり、避難行動の判断に必要な情報発信の取り組みや、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施を推進して参ります。            なお、IT体制の強化についても、今後、検討して参ります。</p>	<p>第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実</p> <p>流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。</p>	<p>第12章 第1節 リスクコミュニケーションの充実</p> <p>流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。</p>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
69	第12章	50	<p>災害時だけでなく、普段から河川行政に流域住民の参加と関心を高めるためにも、大和川流域についての、自然環境、災害情報、歴史・文化的側面、河川行政の進捗状況などを、総合的に見学・体験できる施設が必要である。その施設を拠点にして、河川に親しむ活動や、防災を学ぶ活動などに大いに利用できることが期待できる。</p> <p>流域住民が子どもたちを含めて気軽に訪れ、体験し学べる施設の建設を要望する。又、その施設での住民の見学などをサポートする職員の常駐なども必要である。</p>	<p>いざというときに円滑に避難行動がとれるよう、平常時から防災意識の向上を目的とした防災教育の支援を推進して参ります。</p> <p>なお、体験し学べる施設の建設については要望事項として取扱いさせていただきます。</p>	-	-
70	第12章	50	<p>国や県、あるいは関連する部署間で連携が取れていないと事業が進まないの、縦・横の連携を図ってほしい。また、防災の考え方として、住民・行政ともに地震を念頭に置いており、風水害に対する意識が低いと感じている。マイタイムラインの取り組みを各自治会で進めようとしているが、他にも支援いただきたい。</p>	<p>マイタイムラインの取り組み以外にも、風水害に対する防災意識の向上を図るなど、地域の安全性を向上させる取り組みを第12章第2節に記載しており、ソフト面の取り組みも実施して参ります。</p>	<p>第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策</p> <p>平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。</p> <p>また、緊急行動計画（平成29年6月策定、平成31年1月改定）に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。</p>	<p>第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策</p> <p>平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。</p> <p>また、緊急行動計画（平成29年6月策定、平成31年1月改定）に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。</p>
71	第12章 第2節	51	<p>国、県、自治体で協力して、災害の恐れがあることを地域に早期に知らせる仕組みを作ってもらいたい。日中は仕事に出ている人が多く、高齢者だけが家に残っている場合は避難が難しい。地域全体で助け合うことが必要だと思う。</p>	<p>第12章第2節に記載のとおり、避難行動の判断に必要な情報発信の強化や高齢者等の避難の実効性を確保する取り組みを推進して参ります。</p>	<p>第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策</p> <p>平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。</p> <p>また、緊急行動計画（平成29年6月策定、平成31年1月改定）に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。</p>	<p>第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策</p> <p>平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。</p> <p>また、緊急行動計画（平成29年6月策定、平成31年1月改定）に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。</p>

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) <b>素案からの修正箇所を赤字</b>
72	第12章 第2節	51	川西町は町全体が低平地で浸水被害が大規模に発生すれば避難所が水没する危険性がある。また、道路が浸水すると避難所まで行くことができない。大規模氾濫域の減災にかかる取り組み方針の「避難」「防ぐ」「回復」が必要であるが、まずは大規模氾濫が発生しない対策を講じていただきたい。	第2章第1節に記載のとおり、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消して参ります。	第2章 第1節 基本的な考え方  また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。	第2章 第1節 基本的な考え方  また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制(浸水被害防止区域の指定)等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。
73	第12章 第2節	52	流域水害対策計画を多くの住民に理解してもらうのは難しいと思われる。そこで住民の防災意識を高めるために地域の防災活動に携わっている自主防災会、自治体職員、地元企業等に対して、流域水害対策計画の説明、浸水被害発生時の対応、被害を最小限に食い止める方法等、防災に関する講習会を定期的に開催していただきたい。町には自主防災連絡協議会があり、全自治会の自主防災会が参加している。町の防災力を更に向上させたいと願っている。	第12章第2節に記載のとおり、防災意識向上に向けた講習会や住民参加型の避難訓練の実施、地域コミュニティ形成の強化などに取り組んで参ります。	第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策  平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。 また、緊急行動計画(平成29年6月策定、平成31年1月改定)に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。	第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策  平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。 また、緊急行動計画(平成29年6月策定、平成31年1月改定)に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) <b>素案からの修正箇所を赤字</b>
74	第12章 第2節	52	急激な水位上昇及び浸水に対して、迅速、的確かつ主体的な避難行動をとる取組みとして、住民に不安をおおることなく、いざという時に、円滑に避難できるようハザードマップ等の活用において、住民一人一人の避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成や地域性を踏まえた訓練が促進されるよう行政からの支援をお願いしたい。	第12章第2節に記載のとおり、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知・活用や、避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成、タイムラインに基づく訓練の実施等の促進に向けた支援を行ってまいります。	第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策  平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。 また、緊急行動計画(平成29年6月策定、平成31年1月改定)に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。	第12章 第2節 大規模氾濫に関する減災対策  平成27年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年4月に、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成28年10月に、大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針を策定した。 また、緊急行動計画(平成29年6月策定、平成31年1月改定)に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。
75	第13章 第2節	54	想定規模を超える雨が降ると、逆に対策前よりも被害が大きくなることも考えられるので、対策量は大きくしてもらいたい。	第13章第2節に記載のとおり、想定規模を超える雨が降ることも念頭に、氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討して参ります。	第13章 第2節計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応  計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。 さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	第13章 第2節計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応  計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。 さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
76	第13章 第2節	54	想定外の洪水が起こることも前提に置いて、避難など命を守る対策も進めてもらいたい。高齢者は避難が難しく、食糧の不足等のため避難を断られたこともあった。	第13章第2節に記載のとおり、想定規模を超える雨が降ることも念頭に、氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討して参ります。	第13章 第2節計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応  計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。 さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	第13章 第2節計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応  計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。 さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。
77	全体	—	掲載された図表写真が本文中で引用されていないものが極めて多い。掲載したからには何らかの説明を本文中に記すべきであろう。さもなければ掲載する必要は無い。	引用した図表写真については本文で説明を追記しました。	全体	全体
78	全体	—	全体的に手堅くまとめられている。	特定都市河川浸水被害対策法 第4条「流域水対策計画の策定」に基づき、整理しております。	—	—



# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
79	-	-	大和川流域で今後想定される人口減少やそれに伴う土地利用の状況、気候変動による災害について具体的なシナリオを作成し、各シナリオに対する対策を策定していく必要がある。	第2章及び第10章に記載したとおり、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組んで参ります。 また、流域の土地利用や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理したうえで、浸水被害対策について定めて参ります。	第2章 大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針  (省略) さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む。  第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項  都市浸水想定に加え、雨水出水(内水氾濫)浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、大和川流域水害対策協議会にて検討していくものとする。	第2章 大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針  (省略) さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む。  第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項  都市浸水想定に加え、雨水出水(内水氾濫)浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、大和川流域水害対策協議会にて検討していくものとする。
80	-	-	国が行う河川の整備、奈良県が行う河川の整備、河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備、下水道管理者が行う特定都市下水道の整備と明記されており、わかりやすく有用な計画になっている。	特定都市河川浸水被害対策法 第4条「流域水対策計画の策定」に基づき、整理しております。	-	-
81	-	-	遊水地事業や田原本町で貯留浸透施設が進められていることが分かった。大和川流域の上流側の市町村と一体となって進めていけたら、より効果が高いと感じた。浸水が発生する地域としない地域で温度差があるが、協力ができていけたらと思う。	令和3年12月24日に大和川水系大和川等が特定都市河川の指定を受け、河川管理者や流域の市町村に加えて、下水道管理者、農林部局、まちづくり部局等、大和川流域のあらゆる関係者が参画した『大和川流域水害対策協議会』を令和4年1月12日に設立しました。流域のあらゆる関係者と協働し、連携を図りながら流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じて参ります。	-	-
82	-	-	樋門の開け閉めの判断が難しく、市で工夫を試みたが機能していない。マニュアルのようなものがあればありがたい。	関係者間で連携し、適切な対応が出来るよう調整を進めて参ります。	-	-
83	-	-	対策施設を見学させてもらったが、スケールが小さいように感じた。亀の瀬の整備など、下流側で根本的な対策を行うことが必要だと思う。	現在も、大阪府側の大和川の河川改修による流下能力向上や亀の瀬地すべり対策を実施していますが、一方で流域対策を着実に実施していく必要があります。	-	-

# 大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見と対応

NO.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2022.3.25)	計画書(案) (2022.5.18) 素案からの修正箇所を赤字
84	-	-	王寺町では流木対策が進められているが、三郷町では対策が遅れている。立木の伐採を進めてほしい。	河道内樹木の繁茂によって流下阻害とならないよう、河川の適性な維持管理に努めて参ります。	-	-
85	-	-	一般住民は、こういった対策が行われているという事は知らない。河川管理者が先頭に立って、住民周知を行ってほしい。三郷町の立木については、伐採してもらえれば住民が河川を意識するきっかけにもなると思うので、是非予算を付けて対策してもらいたい。	一般住民に流域対策の取り組みを知ってもらえるようHPや広報誌など情報発信に努めて参ります。また、河道内樹木の繁茂によって流下阻害とならないよう、河川の適性な維持管理に努めて参ります。	-	-
86	-	-	窪田や保田に遊水地が出来るということで、岡崎川の内水浸水被害については安心している。様々な取り組みをやっているということをもっと広めた方がいいのではないか。小中学生を対象にするのが良いと思う。また、国管理河川と県管理河川の兼ね合いもあると思うが、連携して対策を進めてほしい。	一般住民に流域対策の取り組みを知ってもらえるようHPや広報誌など情報発信に努めて参ります。令和3年12月24日には大和川水系大和川等が特定都市河川の指定を受け、河川管理者や流域の市町村に加えて、下水道管理者、農林部局、まちづくり部局等、大和川流域のあらゆる関係者が参画した『大和川流域水害対策協議会』を令和4年1月12日に設立しました。流域のあらゆる関係者と協働し、連携を図りながら流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じて参ります。	-	-
87	-	-	田原本町内には、寺川、飛鳥川、初瀬川が流れているが、土砂がかなり堆積している。今後、浚渫を行ってもらえるのか教えてほしい。	土砂堆積によって流下阻害となっている箇所については、浚渫するなど河川の適性な維持管理に努めて参ります。	-	-
88	-	-	高取町内では今まで大きな水害はなかった。大和川の遊水地予定地を見せてもらったが構造がどうなるかわからなかったので詳しく教えてほしい。	遊水地事業の取り組みについて、HPや広報誌など情報発信に努めて参ります。	-	-
89	-	-	貯留対策で時間稼ぎはできるだろうけど、亀の瀬をどうにかクリアしないと根本的には解決できないのではないか。貯める対策も大事だが、流す対策もしていたきたい。	現在も、大阪府側の大和川の河川改修による流下能力向上や亀の瀬地すべり対策を実施していますが、一方で流域対策を着実に実施していく必要があります。	-	-
90	-	-	不毛田川第1樋門、第2樋門が閉まると水害を繰り返している。それを受けて不毛田川遊水地を県と町のほうで対策を進めてもらっているが、残念だが本日の資料の地図には河合地区は入っていない。県からの報告では、想定よりも工程が遅れており、R4年度で測量等のスケジュールに入るとのことであるが、滞りなく遊水地計画が進むように再度お願いしたい。	本地区については奈良県平成緊急内水対策事業で雨水貯留浸透施設の整備を調整しているところです。引き続き、県・町と連携しながら浸水被害軽減を図って参ります。	-	-

# 大和川流域水害対策計画

案

令和4年5月

国土交通省近畿地方整備局

奈良県

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、  
桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、  
宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、  
川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、  
上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

# 総説

大和川流域の**奈良盆地**では、「1年日照りで、1年洪水」という言葉があるように、山が浅く保水能力が低いため、昔から水不足や水害に悩まされてきた。特に、降った雨が山に貯まることなく、**奈良盆地**の低平地を流れ、亀の瀬狭窄部に向けて156本の支川が放射状に1本に集まるなど、洪水が流れにくく、水害が発生しやすい特性を有している。また、高度成長期に急激な都市化の進展によって、水田やため池などが減少し、流域の保水機能が著しく低下し、いわゆる都市型水害が頻発した。

そのため、大和川中上流域では、昭和58年に奈良県内の流域25市町村（当時）、奈良県及び近畿地方建設局（当時）からなる「大和川流域総合治水対策協議会」を組織し、流域がもつべき保水・遊水機能の確保及び適切な土地利用の誘導等を図ることを目的に、大和川流域整備計画（昭和60年7月）を策定し、同計画に基づき、新たな流域の開発に伴う流出を抑制するとともに、奈良県では、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』を制定するなど、治水対策や流域対策を推進してきた。

また、平成29年の台風21号による洪水では、昭和57年8月洪水を上回る洪水が発生し、多くの浸水被害が発生した。この洪水を契機として、『奈良県平成緊急内水対策事業』の着手などにより、総合治水の一層加速化を図っている。

しかしながら、我が国では、近年、毎年のように全国各地で水災害が頻発しているとともに、気候変動の影響により、全国の一級水系で治水計画の目標とする規模の洪水の流量の平均値は約1.2倍になり、洪水の発生頻度の平均値は約2倍と試算される等、今後、降雨量や洪水発生頻度が増加し、水災害の激甚化が予測されている。

このように、気候変動による降雨量の増加等の影響が河川整備の進捗を上回る新たなフェーズに突入したとも言える。とりわけ、大和川中上流域は、亀の瀬狭窄部によって水位の低下が難しく、水害が発生しやすい特性を有しており、近年のため池の減少、小規模開発の増加等により、内水氾濫等の浸水被害も頻発している状況にあり、施設能力を超えた水災害への対応が急務である。

このため、遊水地や河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、大和川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践していくことが重要である。

このため、**大和川中上流域の治水安全度の向上においては、当面、狭窄部の開削は行えない状況であることを踏まえ、下流部への負荷を増大させずに上下流バランスを図りながら**、大和川流域では、「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴い、令和3年12月24日、同法律の施行後、全国初となる特定都市河川の指定を受けたものである。

この大和川流域水害対策計画は、このような流域の保水機能の低下等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの大和川水系総合治水対策の取組を一歩進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう河川管理者・下水道管理者及び流域自治体、地域の防災リーダーなど、大和川流域の関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたものである。本計画に沿って、水害に強いまち（流域）づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図る。

# 大和川流域水害対策計画（案）

## 目次

第1章	大和川特定都市河川流域の現状と課題	1
第1節	大和川特定都市河川流域と大和川特定都市河川、大和川特定都市下水道の概要	1
第1項	大和川特定都市河川流域の概要	1
第2項	大和川特定都市河川の概要	6
第3項	大和川特定都市下水道の概要	10
第2節	大和川流域における過去の浸水被害の状況	13
第3節	大和川流域総合治水対策	16
第1項	大和川流域総合治水対策の沿革	16
第2項	大和川流域総合治水対策の状況	17
第3項	大和川特定都市河川流域における現状の課題	19
第2章	大和川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	21
第1節	基本的な考え方	21
第2節	計画期間	25
第3節	計画対象区域	26
第4節	特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	28
第3章	都市浸水想定	30
第4章	特定都市河川の整備に関する事項	32
第1節	河川工事の目的、種類及び施工の場所	33
第1項	国が行う河川の整備	33
第2項	奈良県が行う河川の整備	34
第5章	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	36
第6章	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	37
第7章	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	38

第1節	雨水貯留浸透施設	39
第2節	ため池の治水利用	39
第3節	水田貯留	40
第4節	既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	40
第5節	雨水浸透阻害行為の許可等	41
第8章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	42
第9章	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	43
第1節	基本的な運転調整の方針	43
第2節	連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知	43
第10章	都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	44
第11章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	46
第1節	貯留機能保全区域の指定の方針	46
第2節	浸水被害防止区域の指定の方針	48
第12章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	50
第1節	リスクコミュニケーションの充実	50
第2節	大規模氾濫に関する減災対策	51
第3節	洪水時及び発災時の情報収集・伝達	53
第13章	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	54
第1節	既存ダムの洪水調節機能強化	54
第2節	計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	54
第3節	流域水害対策計画の計画管理	55



## 第1章 大和川特定都市河川流域の現状と課題

### 第1節 大和川特定都市河川流域と大和川特定都市河川、大和川特定都市下水道の概要

#### 第1項 大和川特定都市河川流域の概要

大和川は、その源を奈良県桜井市の笠置山地に発し、奈良盆地、亀の瀬狭窄部、河内平野を経て大阪湾に注ぐ、幹川流路延長 68km、流域面積 1,070km<sup>2</sup> の一級河川である。

大和川流域は、山が浅く保水能力が低いため、昔から水不足や水害に悩まされてきた。特に、**山地から亀の瀬狭窄部までの中上流域では奈良盆地の低平地を流れ、**亀の瀬狭窄部に向けて 156 本の川が放射状に 1 本に集まるなど、水害が発生しやすい特性を有している。

奈良盆地では、古代より灌漑用水を確保するため、多くのため池を築造するとともに、条里制（古代の土地区画制度）と合せて大和川支川の寺川、飛鳥川、曾我川などを付け替え、高い標高の河川から取水した水を再び低い標高の河川に集めることで、水を効率的に利用し、洪水時に一気に河川に雨水が流れ込むのを防いできた。また、奈良盆地には、集落の周囲に堀をめぐらせ、外敵の進入を防ぎ、灌漑用水の確保や水害を防ぐために造られた弥生時代の環濠集落も残っている。

このように、大和川中上流域では、昔から水を一滴も無駄なく使う工夫や雨水をできるだけ貯め、ゆっくり水を回しながら河川の増水を防ぐシステムが備わっている。

しかしながら、高度経済成長期の急激な都市開発等によって水田やため池などが減少し、保水機能が著しく低下し、いわゆる都市型の浸水被害が頻発している。また、近年、気候変動等の影響に伴う豪雨災害の頻発化・激甚化等により、さらに浸水被害が増加傾向にある。

表 1-1 流域の諸元

項目	諸元	備考
河川流路延長	68 km (42.5 km)	( ) は奈良県域
流域面積	1,070 km <sup>2</sup> (712 km <sup>2</sup> )	( ) は奈良県域
流域市町村	<b>21</b> 市 15 町 2 村 (11 市 13 町 1 村)	( ) は奈良県域 令和 4 年 3 月 現在

柏原地点



図 1-1 大和川流域図

図 1-2 大和川流域（奈良県域）の標高図

























































































































